

愛知県広域緑地計画（案）に対するご意見の概要と県の考え方

番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	防災	東海、東南海地震の脅威が無くならない中で、防災に対する扱いが、従来より弱くなったのではないかと懸念され、重要な柱として、位置づけてほしい。	<p>防災については、南海トラフ地震などへの対応の必要性について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P37～43「2.本県の緑を取り巻く状況 2.2.2自然災害リスクや日常の安心などへの対応について」</li> <li>・P76「3.新たな時代に向けた本県の緑に関する課題 3.2.2「安全」」</li> <li>・P84「5.緑の基本方針 5.3 3つの緑の基本方針」</li> <li>・P90「6.施策・将来目標 4.防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出」のそれぞれにおいて記載し、重要な柱として位置づけています。</li> </ul> <p>また、今回の改訂では、市町村の緑の基本計画の指針となるよう、前計画にはなかった項目である「市町村における取組の方向性」を追加し、</p> <p>P112～115「7.市町村における取組の方向性 取組4 防災系統緑地の充実による災害対応」について記載するなど、さらなる充実を図っています。</p>
2	防災	大規模な公園だけでなく、一番身近な公園の重要性を位置づけてほしい。地域コミュニティの場として、普段から活動しておれば、震災時の対応に非常に役立つことが熊本地震でも実証されている。	<p>地域コミュニティ醸成の場としての身近な公園の重要性については、P42「2.本県の緑を取り巻く状況 (5) 地域コミュニティの拠点としての緑地の活用」において、地域コミュニティの弱体化が災害に対する脆弱性の増大につながる問題となっていることについて記述しています。</p> <p>しかし、施策については記載がないため、P90「6. 施策・将来目標 4.防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出」において身近な公園の重要性について追記しました。</p>
3	P4 広域的な緑の配置図	「緑」という用語について「緑地」については巻末用語集に分類が掲載されていますが、計画中に頻繁に使われている「緑」の定義が明確になっていないので、定義すべきと考えます。	<p>本計画では、「緑地」は、都市公園や都市公園以外の公共施設緑地、法律等により保全されている地域制緑地の他、法的担保のない民有地の植栽地などを含み、主に場を指す言葉として使用しています。</p> <p>「緑」は、「緑地」に存在する「草や樹木等の植物単体やその集まりである樹林等」も含んだ言葉として使用しています。</p> <p>なお、「緑地」と「緑」の定義について、用語集（P147）に追記しました。</p>
4	P4 広域的な緑の配置図	「県土の骨格を形成する緑地」は「緑」とすべき	「県土の骨格を形成する緑地」における「緑地」は、里山、樹林地、大河川を指しますので「緑地」との表記が適切と考えています。

愛知県広域緑地計画（案）に対するご意見の概要と県の考え方

番号	項目	意見の概要	県の考え方
5	P14 緑被の概況	緑被の定義に、裸地を含めていますが、何故でしょうか。図9には「非緑被」というカテゴリーもあり、裸地との区別が分かりにくいと思います。	P14 「裸地」は、未利用地や建物跡地、造成地などを指し時間の経過により草地となることから緑被に含めています。 「非緑被地」は、道路、建築物など緑に覆われていない土地を指しています。 分かりにくいことから図9に注意書きを追記しました。
6	P94 「交流を生み出す緑」に関する施策・将来目標	公園※の管理・運営に参画している協議会等の数(※政令市・中核市及び県営の公園)とありますが、下段の「公園での活動を通じた地域コミュニティの醸成」を目的とするならば、小規模な公園での協議会を対象とする指標にすべきと考えます。	P95 把握している現況値は、政令市・中核市及び県営公園の数であるため、これと比較するために2030年度の目標値として政令市、中核市及び県営公園における協議会の数を設定しました。  なお、今後、都市計画区域内の全市町村を対象に調査を実施し、計画の中間年次となる2024年度を目途に必要な応じて追加で目標値を設定します。
7	P81 緑づくりの基礎	主たる「緑」を構成する植物の生育環境を考えた場合、「植栽基盤」は勿論大切な要素の一つですが、「広域緑地計画」という大きな視点から「植栽基盤」を含む「植栽環境」という表現がより相応しいと考えます。	P82 「植栽基盤」とは、植物の生育を支える「土壌環境」のことを指しています。 現在の街路樹等の生育不良は、有効土層の不足や、生育に適さない土質などの劣悪な土壌環境によることが大きな原因になっています。  そこで、植物が生育する環境の中でも、特にこれらに配慮していく必要性が高いことから「植栽基盤」としています。
8	P81 緑づくりの基礎	地域の風土に適した樹種を選定することが大切です。地被類などもあるため、「樹種」ではなく、「植物」とする。	植栽を行うのは、樹木だけではなく地被類等もあるため、P82「植栽地の条件を踏まえ、樹種の選定や植栽基盤の整備など」を「植栽地の条件の踏まえ、植物の選定や植栽基盤の整備など」に修正します。
9	P87 緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮	将来目標を49市町村としているのか？対象の51市町村全てに記述が必要と考えます。49市町村の理由は何でしょうか。	P88 現在緑の基本計画が策定済みとなっている市町村は49市町ですが、目標期間を経過しても改訂されていない市町もあることから、目標を49市町としています。
10	P91 施策・将来目標	「日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新」の施策に対して、指標がないのはなぜですか。	P92 公園施設の維持管理と更新については、安心して使っていただけるよう維持管理や施設の更新を随時行っており、定量的な目標の設定が困難であるため、取組内容のみを記載しています。

愛知県広域緑地計画（案）に対するご意見の概要と県の考え方

番号	項目	意見の概要	県の考え方
11	P3 計画の対象区域	対象計画区域について、今回の対象区域が県土全体でどの程度の割合か、前提として把握しておきたいため、基本的事項として、都市計画区域の面積、準都市計画区域の面積、それぞれの市町村数の数値を追加してほしい。	P3 表1 県土及び都市計画区域、準都市計画区域の面積について追記しました。
12	P4(表1) P5(図2) について	広域的な緑の分類について、(表1と図2の凡例の) 名称及び記載順序を統一して欲しい。また、P5の「県土の骨格を形成する緑地」は2度掲載の必要はない。	P4(表1)とP5(図2)の凡例の統一が図られておりませんでしたので、記載の統一を図り修正しました。また、併せて県土の骨格を形成する緑地、広域的な緑の拠点、水と緑のネットワークを形成する緑地に対する補足説明を追記しました。
13	P16～P25までの緑地の変遷について	「都市公園及びその他の緑地（都市公園以外の施設緑地、地域制緑地）」に分類するということなので、項目だてを変更するとわかり易いと考え。	本計画では、「公園緑地マニュアル」（一般社団法人日本公園緑地協会発行）に記載の緑地の分類に基づいて項目だてをしています。 なお、P16「2.本県の緑を取り巻く状況 2.1.3緑地の変遷」の本文中で、実際の項目立てと本文に相違がありましたので ・「都市公園及びその他の緑地（都市公園以外の施設緑地、地域制緑地）」を ・「施設緑地（都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地）及び地域制緑地」と修正しました。
14	P21注釈の移動	混乱を避けるために、注1)、注2)を表7の上に記載する。	P21 「注1)平成30年4月1日現在」は 表中に平成28年度末と表記されていることから不要であることから削除しました。 「注2)油ヶ淵水公園は第一期の一部エリアが開園」についても 本文中に記載があることから不要と判断し、削除しました。 平成21年度末と平成28年度末の数値の根拠資料の名称を追記しました。
15	P25のあとに追加	保安林や地域森林計画対象民有林は比較的馴染みが薄いため、5)、6)項目をたてて追加して欲しい。	P26 「2.本県の緑を取り巻く状況 (2)地域制緑地 5)保安林・地域森林計画対象民有林の指定状況」として、国土数値情報(平成27年度末)を元に図化し、追記いたしました。

愛知県広域緑地計画（案）に対するご意見の概要と県の考え方

番号	項目	意見の概要	県の考え方
16	P83 9行目 字句の修正	生物多様性の確保 → 生物多様性の保全	<p>P84 「生物多様性の確保」は、保全・再生・創出・管理といった施策(手段)を通じて「生物多様性を確保する」という意味で、目的を述べる際に使っています。施策や手法について個別に述べている場合には、生物多様性の保全や、生物多様性の保全・再生として記載しています。当該箇所については、「生物多様性の確保」としてあります。本文中で定義に合わない箇所については修正しました。</p>
17	P81 緑づくりの基礎	<p>基本方針などで触れられている「健全で良好な緑」の定義を明確にすることです。そもそも緑自体があいまいな総体的な観念ですが、健全な緑といったときそれは個体レベルの健全性なのか生態系レベルなのか。</p> <p>さらに良好な緑というのはどういう視点から見ての判断か、人間にとってなのか、生物全体にとってなのか、どういう評価尺度なのか、きちっとした定義が必要。</p>	<p>P82 緑には多様な機能があり、求められる機能に応じて「健全」や「良質」の内容は異なり、「評価レベル（個体レベルまたは生態系レベル）」も、異なります。また、この「愛知県広域緑地計画」は、県民に向けた計画であることから記述は基本的には「人間からの視点」で行っております。なお、「健全で良質な緑」を具体的にイメージ出来るように下記の文章を本文に追記しました。</p> <p>緑の多様な機能（生態系サービス）が人々に十分に提供されるためには、植物の生育が良好であることや、多様性があること（健全で良質な緑）が必要です。</p>
18	状況と課題について	<p>今回、基本方針の中で「いのちを守る緑」「暮らしの質も高める緑」「交流を生み出す緑」という切り口にしたのは新鮮な感じをうけました。県の広域緑地計画に、そういう位置づけを改めて載せることに意味があると思います。ただし、広域緑地計画なので、この方針の切り口の上で、緑地系統としての広域的な位置づけを明確にする必要を感じます。</p> <p>つまり、防災上のネットワークにおける緑の状況と課題、暮らしの質という面では、景観資源としての緑地の資源配置、さらに快適な環境を提供するという意味では、温熱環境向上への緑の貢献という意味からクールアイランドとしての緑地の配置などの状況分析、課題抽出が必要かと感じました。</p>	<p>防災面における緑の状況と課題については、          ・P37～43「2.本県の緑を取り巻く状況 2.2.2自然災害リスクや日常の安心などへの対応について」及び          P76「3.新たな時代に向けた本県の緑に関する課題の整理 3.2.2「安全」」において記述しています。</p> <p>景観面における緑の状況と課題については          ・P44～46「2.本県の緑を取り巻く状況 2.2.3緑豊かな魅力ある都市の活性化などについて」及び          P77「3. 新たな時代に向けた本県の緑に関する課題の整理 3.2.3「活力」」において記述しています。</p> <p>温熱環境面における緑の状況と課題については、          ・P28～36「2.本県の緑を取り巻く状況 2.2.1生物多様性保全や環境問題などについて」及び          P75「3.新たな時代に向けた本県の緑に関する課題の整理 3.2.1「環境」」において記述しています。</p> <p>なお、上記3つの視点別の課題整理等については、広域的な観点で行っており、具体的即地的な状況分析や課題抽出については、市町村において策定される「緑の基本計画」において検討されると、当該計画がより充実したものになると思料されます。</p>